



## ～クリスマスメッセージ～

日本カトリック難民移住移動者委員会 委員長 山野内 倫昭

主の御降誕おめでとうございます。

今年の10月、コロナが発生する前に企画されていた「ルルドとカタルーニャ巡礼」を実施することが出来ました。私にとって初めての場所への巡礼で、とても新鮮な体験に恵まれました。ルルドでは多くの体の不自由な方々と、お世話をするボランティアの方々の信仰の姿を見て感動しました。何よりもここは祈りの場であるという雰囲気にも包まれました。

ルルドを離れてピレネー山脈のロマネスク風の教会を訪問し、参加者と一緒に2日間、ミサを捧げました。私の心に強く印象に残っているのは、教会の石壁の空間で響き渡った、巡礼者たちの声です。トルコ軍がカタルーニャを侵攻したとき、人々は信仰を守るために山に逃れ、ミサ、村の祈りの場としてこのような教会を建てた理由が伝わってきました。

今回の巡礼にあたって私の一つの個人的な興味は、どのようなクリスマスのフレスコが残っているか、それを探しながらスマホで写真を撮影する準備をして巡りました。思ったより早く、ボイ溪谷の初期ロマネスク教会でお目にかかりました。その写真を皆さんにも紹介します。クリスマスは主の御降誕が中心ながら、前後の出来事が劇場のステージ上で表されています。主に6つの場面が「私たちのクリスマス」です。神のお告げ、バトレームへのヨセフとマリアの旅、イエスの御降誕、喜びを待った羊飼いたちがイエスの誕生を祝う場面、3人の博士(王)たちのイエスへの礼拝、そして、エジプトへ流れる聖家族。

どうか皆さんも現在の人類の状況から逃げないで、向き合い、力を合わせる道を探し求め、主がどのように私たちの間におられるか、また近寄ってこられるかを考えながら、過ごした一年間を神様に感謝し、新しい年を迎えましょう。



写真: ボイ溪谷の初期ロマネスク教会の祭壇前面 Frontal d'altar de Cardet (13世紀後半)  
撮影: 山野内倫昭 2023年10月



## 2023年クリスマス号



### 今号の内容

- 決してあきらめない～入管法改悪反対運動の今後に向けて p.2～3
- 2023年度全国担当者・ネットワーク合同会議を開催しました p.4～5
- 2023年度大阪管区セミナー ともにある教会の実現をめざして p.5
- 「わたぼうし教室」の難民支援活動から見てきたこと p.6～7
- スペイン語話者司牧者の集い(APALA)総会報告、ベトナム人労働相談ホットライン(SNS相談) p.8



# 決してあきらめない～入管法改悪反対運動の今後に向けて

日本カトリック難民移住移動者委員会 専門委員 山岸素子

2023年6月9日、入管法改定案が、参議院本会議で与党等の賛成多数により可決成立しました。これを受けて、日本カトリック難民移住移動者委員会(J-CaRM)を含む「STOP! 長期収容」市民ネットワークの7団体は、声明「決してあきらめない～入管法改定案の可決成立を受けて」を発表しました。

<https://www.jcarm.com/info/20230613statement/>

国会審議のなかで、次々と明らかになった現行の入管制度のブラックボックス、難民認定制度と収容制度のずさんな運用、それをさらに改悪し、難民申請中でも強制送還可能にするなど国際人権諸条約違反が指摘されている法案の可決成立が、難民申請者や在留資格のない外国人当事者に与える影響は甚大で、命に直結する問題です。国会審議では、立法事実も崩壊し、政府側の論戦は完全に破綻していたにもかかわらず、最後は与党と一部野党の数の力で強行採決されました。民主主義を否定する強行採決も、決して容認することはできません。



## 排除ではなく共生を求める運動の広がり

一方で、改悪反対の運動のなかで見えてきた「希望」もあります。法案が審議されていたこの短期間に、全国の130カ所以上で改悪反対を訴えるスタンディング、集会、デモが実施されました。同じ

場所での連日のスタンディングなどもあり、総数はとても把握することはできないほど、全国各地に入管法改悪反対の声が広がりました。全国の支援団体などのネットワーク組織である移住連が呼びかけた「入管法改悪反対アクション 国会前シットイン」は、4月～6月の間に全18回開催され、移民難民の支援者・団体だけでなく、一般市民、学生、労働組合、宗教団体などさまざまな立場の人たちが、難民や移民の命と尊厳を奪う法案を決して通してはいけないという一人ひとりの強い意思で、連日100名～数百名集まりました。また、今回、J-CaRMも呼びかけ団体の一つとなった入管法改悪反対の署名にも、22万筆以上の賛同が集まりました。排除ではなく共生を求める運動の広がり与人々の連帯は、今回のとんでもない改悪法による制度的な暴力にも抗うことのできる希望ではないでしょうか。

法案の可決成立後、収容や送還への圧力が高まる兆候がすでに出始めており、当事者からの不安の声が全国各地の収容所訪問活動や、仮放免を支援している支援者にも届き、情報が寄せられています。

私たちにこれからできることは、今回の改悪法の成立によって送還されるのかもしれないという恐怖のなかで、さらに追い詰められていく当事者の方々とこれからも共に励まし合って生きていくこと、当事者や支援者、弁護士らが孤立しないよう、お互いの支援の連携を強めて、実態として収容や送還をさせないという運動ではないでしょうか。



そして、今、就労もできず、医療保険に入れない中で、衣食住、医療といった基本的生存権を奪われている仮放免者、難民支援者らの生存権を民間支援で支えていくことではないでしょうか。カトリック教会も一員として連なる外キ協（外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会）では、入管法改悪案の成立を受けて「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」の呼びかけを8月から始めました。11月より在留資格がない移民や難民申請者への生活費などの支援を開始します。J-CaRMでも、これまでも実施してきた、緊急援助金などの支援の枠組みを継続していきます。

### 真の法改正を求めて

また、成立した法案が施行されるまでにある1年間で準備される運用面を監視しながら、同時に法案の廃止と真の法改正を求めていく運動も必要です。

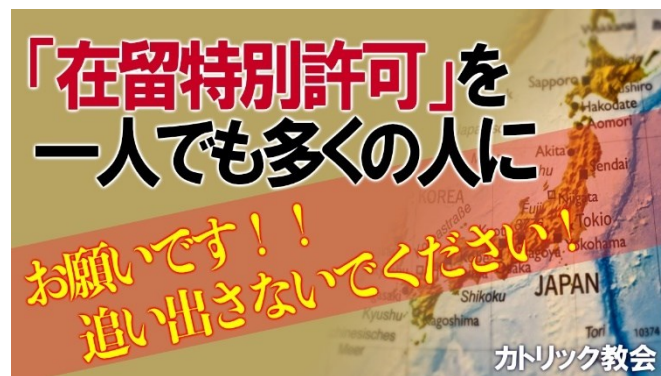
今回の法案審議の中でのもう一つの希望は、立憲民主党などの4会派が参議院に提出した野党対案の「難民等保護法案」「入管法改正案」が、参議院の法務委員会で、政府法案と並んで審議されたことでした。野党対案は、入管庁から独立した第三者機関による適正な難民保護制度と在留特別許可による真に保護すべき外国人への救済拡大、収容制度では、全件収容主義の撤廃を謳い、司法審査を取り入れ、収容の上限を定めるなど、いずれも国際基準に則った法制度設計となっています。前国会にも野党から提出されていた法案が、今国会で初めて実質審議されたことは、私たちが求める真の法改正に向けた大きな前進ではないかと思えます。

### 日本で生まれ育った在留資格のない子どもとその家族に在留特別許可を！

日本カトリック司教団は2022年3月に法務大臣宛要請書「日本を故郷と思っている子どもた

ちとその家族を追い出さないでください～一人でも多くの人に在留特別許可を出してください」を提出し、その後、教会内外で嘆願署名を呼びかけ、2023年3月に要請を法務大臣に再提出しています。今回の入管法改定案の国会審議の中では、在留資格のない子どもの置かれた状況を改善し在留資格を付与するよう、多くの野党の法務委員からも指摘があり、斉藤法務大臣も検討する旨の答弁をしていました。その後、8月4日の記者会見で斉藤法務大臣は「非正規に滞在する日本生まれ日本育ちの子どもと家族のうち、一定の要件をみだす場合に一律に在留を許可する」方針を示しました。これは日本で初めてのアムネステイ措置とも言える特例措置で、一定評価できるものです。

しかし、この特例措置のプロセスがその後、具体的に進んでいないことが懸念されます。退去強制令書が発付されても帰れない人の中には、幼少期に来日し日本で育った子どもや、年齢要件の18歳をすでに超えた人、日本人や正規滞在外国人と婚姻関係にある人、家族の国籍が異なるため家族が共に暮らす場所は日本以外にない人など、今回の特例措置に該当しないものの「帰れない事情」を抱え、日本での正規の在留を求めている外国人が多数います。J-CaRMではカトリック内外で幅広く連携しながら、帰れない事情を抱えたすべての非正規滞在の外国人の正規化を求めてこれからも引き続き訴えていきます。



# 2023年度 全国担当者・ネットワーク合同会議を開催しました

去る10月24日(火)～25日(水)に、日本カトリック会館マレラホール、会議室での対面参加と、Zoomを用いたハイブリッド形式で、今年度全国担当者・ネットワーク合同会議が開かれました。

午後から始まる1日目は、委員長の山野内倫昭司教の祈りと挨拶から始まり、秘書の柳本昭神父の進行で進みました。委員会の活動報告・最近の動きの共有、意見交換のセッションと、グループに分かれてのワークショップを持ちました。

## ■委員会の活動報告・最近の動きの共有

「人身取引問題に取り組む部会(タリタクム日本)」「船員司牧部会(ステラマリス日本)」の2つの専門部会、そして、言語別司牧(中国人司牧、スペイン語話者司牧、フィリピン人司牧、ベトナム人司牧)の全国担当者から、この1年について分かち合われました。

言語別司牧では、日本語を話す子どもと母語を話す親との洗礼の準備の課題、洗礼後に初聖体と堅信に移るための課題などが分かち合われました。「セニョール・デ・ロス・ミラグロス」などの伝統行事の時だけ教会に来る人たちをどう教会に招くことができるか、この行事に参加した日本人で祭りを通じて洗礼を受けた人もいる等、さまざまな課題や希望が語られました。

タリタクムでは、初めてユースアンバサダー代表が参加し、若者から若者に、若者自身が若者を活動に取り込み広げていることや、タリタクム日本と協働する「サマーキャンプ」や「出前授業」の報告がありました。

アドボカシー・啓発プロジェクトの報告では、2019年以降の入管法に関わる取り組みについて振り返り、外国人労働者の受け入れ制度についての動きについて情報共有がありました。

## ■ワークショップ

「多文化共生の教会共同体」をテーマに、今回参加した3名のベトナム人司牧教区担当者より現場からの発題を聞き、ベトナム人司牧に関する全国の動きについてJ-CaRMベトナム司牧チームより情報共有され、グループにわかれて「外国人司牧における困難と喜びについて」「ベトナム人同士だけでなく、教会全体で信仰者として歩いていく方法について。具体的に何があればいいか」を分かち合いました。

(教区・地域の報告から)

・各グループでリーダーを作りグループの中で動いている。彼らは、主任司祭と役員会と相談して、共同祈願など典礼の中にベトナム語を入れてもらって、積極的に参加できるようになった。交わりも出てきた。一つの共同体として日本語のミサに参加するようになってきている。

・主任司祭の誕生日お祝いなど、主任司祭と日本人信者、ベトナム人信者の交わりが生まれて、雰囲気が変わってきた。今までは会議のたび「ベトナム人司祭が足りない」と挙げたが、ベトナム人の司牧者がいなくても、ミサを行うことができている。小教区司祭と一緒にいる写真をベトナムの家族に送るととても喜ばれる。

・担当地域は広く、交通も不便。ベトナム人の人数も少なく集まることが難しい実情がある。また3年5年で帰国する人、更新する人も東京や大阪に移るため、教会のリーダーを見つけにくい。

・札幌、仙台、新潟の4人の司牧者が協力し、求道者へのオンライン講座を実施している。洗礼、結婚をどこ教会でするか、今後の課題がある。

・各教区でのベトナム青年大会には、日本人も、未信者の人も参加して楽しいひと時だった。

(全体会での報告から)

・ベトナム人の今後の課題は結婚式のこと。伝統として未信者ならば結婚させられないという親が多い。

・ベトナムでは、お願いする時に手を組む習慣がある。日本人が見てびっくりしたが尊敬、経緯を表す姿勢。

・多文化共生の教会とは、外国人と日本人が親しくなることだけでなく、同じ神の家族、兄弟姉妹として、この教会で一つになるということをめざしていかなければ。

・外国人が喜んでミサに行くために、多言語のミサの工夫、外国語の朗読を入れる、歌を歌う、典礼の奉仕に外国人も入る。ミサが終わったら拍手をしようという外国人の発想を取り入れる。いろんな人が集まり、それぞれの国の人が飾り付けを担当する国際ミサを行う。

・月1回、主日ミサがベトナム語ミサの小教区。外国語のミサに日本人数人が参加する状況もある。

## ■教区からの報告、意見交換

2日めには、教区担当者から事前に提出された教区報告の補足等を聞き、意見交換を行いました。

(教区を越えて取り組む課題について)

・牛久入管への訪問支援、仮放免者支援に関わってきた。入管法の改悪で仮放免者や被收容者は非常に不安な状況。施行を控えており、教会ネットワークで支援者同士が情報交換できる場があるといい。

・ブラジルから来た司祭がブラジル人を集めてミサをしている。ブラジル人の霊的ニーズがある。大きなコミュニティがある各教区の報告に出てこないのは残念。

・全国研修会はコロナ禍で2020年より中止されてきた。2024年度は前向きに調整していく。

### ■管区会議、意見交換

三教会管区に分かれて、全国研修会についてなど話し合われました。全国研修会の目的は、交流しながら、ともに開催地の活動を学び、開催地を励ます。運営主体に元気な移住者の当事者に入ってもらい、具体的に連携している司祭の話を知りたい、多文化共生の教会共同体について移住者当事者の声から聴いていく等、全国研修会への意見についての報告後、全国会議のあり方について活発な意見交換がありました。

・この会議について。できれば話し合いだけでなく、報告だけでもなく、懇親会の時やプログラムの中で文化の交流があるといいと思う。巡礼もできたらいい。

・地域ごとに異なる報告を全国から聴くのは意義があるが、ポイントを絞って聞き、ポジティブなこと、今後取り組むことなど話し合えるといい。

・今日も相談の電話がたくさんあった。心が揺れる時がある。黙想会ではなくても、自分の指針を失わないために、支援者の心が元気になるようなものがあれば。

・入管法改悪は来年6月。どれだけ窮地に追いやられていくのかしっかり認識する必要がある。ベトナムのみなさんの教育のことなど、トピック、テーマを決めていく。

■2日間のまとめとして、山野内司教、森山司教より

・司牧は教区ごとが大事。一人窓口で周りにチームがいて話し合っ分担する。社会問題、ビザの問題は、ある時はJ-CaRMに相談し、自分も知り合いの弁護士など作っていく。外国籍の人たちが日本の教会にいるのは時のしるしです。全国会議は大きな生涯養成と考えてほしい。いろいろな人とのパイプを作ってください。夢を持って各場所に帰って広げていきましょう。

・日本の教会は小さいが、赤ちゃんからお年寄りまで集う。集っている人の素晴らしさは教会が誇れるもの。小教区とは何か。ある司祭は信徒数の少ない2つの教会を兼務し、子ども食堂を始めて、約50人とご飯と一緒に食べる。「私たちの教会」と言う時、カトリック信者の教会共同体と考えるが、「私たちの教会」は地域と一緒にの共同体。司祭たちは「教会の活動として」「イエスの弟子として」活動している。多文化共生の教会共同体として、神の国と一緒に築いていくよう、私たちは一步一步進んでいきたいと思ひます。



## 2023年度 大阪管区セミナー ともにある教会の実現をめざして

10月28日土曜日、大阪管区の研修会を名古屋教区の布池教会地下ホールで行いました。コロナ後ということで久しぶりの対面参加とリモート参加のハイブリッド形式で、対面参加55名、リモート参加22名の計77名が集まりました。委員長の山野内司教のズームでの開会のあいさつと祈りから始まったセミナーは、担当司祭の島袋神父による地元名古屋教区の現状の報告のあと、信徒代表の高橋ハビエル氏から緑が丘教会の取り組みについて発表していただきました。

高橋氏はペルーから1988年11月に来日、名古屋市緑区にある緑が丘教会の信徒代表です。緑が丘教会はクラレチアン宣教会によって創設され、1971年に小教区となりました。1997年には「ラテンアメリカ共同体」が発足、多国籍の教会共同体として歩み始めました。宣教司牧評議会へのラテンアメリカ系信者の参加、

教会行事として「セニョール・デ・ロス・ミラグロス」の行列を行うなど、国際的な小教区共同体的あり方を進めています。取り組みがうまくいく秘訣は、主任司祭と信徒会長外国人グループの代表者がよくコミュニケーションを取ること、外国人グループの代表者は自ら意思があるリーダーシップを持った人であること、お互いを名前呼び合うこと等、分かち合われました。

質疑応答のあと、大阪管区の各教区の代表からは、多国籍共同体の実践の例や、外国籍の方々への支援など、具体的な報告がなされました。最後に名古屋教区長の松浦司教から諸問題への取り組みのポイントを示していただき、祈りのうちに閉幕しました。コロナ後初めての対面でのセミナーでしたが、ズームを利用して対面参加が困難な方々にも参加していただけたことは喜ばしいことでした。

# 「わたぼうし教室」 難民支援活動から見えてきたこと

わたぼうし教室 大元麻美

「わたぼうし教室」という民間団体を立ち上げて、2013年から活動しています。日本に来たばかりの「外国にルーツがある子ども」の日本語支援と学習支援活動ですが、必要に迫られて難民支援活動を始めた理由は、二つあります。一つは、学習支援で関わる子どもの中に難民の子どもがいたからです。

活動場所は、外国人労働者が多く暮らす横浜市南区。地元の公立小は、児童の半数以上が外国籍です。横浜市国際交流協会や行政から紹介された子どもたちが、私たちの教室にもつながってきます。中国、フィリピンの子どもたちが多く、ネパールや、インドネシアの子ども、最近はウクライナ、アフガニスタンの子どもも来ています。教室の風景が、世界の情勢を映している感じです。

ある日、他団体から、「1年分の水道代を滞納し、水道が止められて公園に水を汲みに行って生活している家族がいる」「水道代を助けてくれないか」と支援を頼まれました。関わっている子どもが難民認定申請中の「仮放免」の家族だと初めて知りました。必要に迫られて難民の生活支援を始めました。

難民支援活動を始めた二つ目の理由は、2019年から入管問題について取材を始め、牛久の入管に毎週1回面会に行っていたことです。そこで知り合った人たちが、新型コロナウイルスの感染拡大で、「仮放免」になりました。出られたことは良かったのですが、「仮放免」になったものの住む場所がない、食べ物を買うお金がない、病院に行くお金がない…。面会の時に渡した私の名刺を頼りに、いろいろな人から連絡が来ました。私自身、生活支援の経験もない。知識もない。お金もない。でも緊急事態だったので、自分でできることから始めました。

「仮放免者」から病死者、餓死者、自殺者を出さない。現在、13カ国約30人をサポートしています。シェルター(アパート)3室(うち2室は11月から家賃支援なし)の提供、生活費支援(1世帯 現金1~3万円支給/毎月)、医療費支援、通信費支援。

まず、住む場所の確保という大問題があります。難民申請者の多くは関東に住んでいます。特に東京近郊のシェルターは、どこも満室。住まいを探すのは容易でなく、簡単にホームレスになります。在留資格がなければ、自分でアパートの契約をすることができません。横浜市は不動産会社に「在留資格の無い人に家を貸さないように」と通達を出しています。NPOのかながわ外国人すまいサポートセンターでさえ「難

民認定申請者への住居支援はしていない」と。「家賃の滞納で裁判になっても難民は所持金がなく払えないから」です。

支援団体が部屋を借り提供するしかありません。私の団体は、法人格を持たない小さな民間団体です。個人で部屋を契約し、大家さんに外国人が住むことを許可してもらい「仮放免者」に提供します。現在3部屋契約し、うち一つは、ロシアから来た難民認定申請中の夫妻に提供しています。20代の若い夫妻で、12月に出産を控えています。「特定活動3カ月」の在留資格で、「就労不可」働くことができない、住民票も作れず国民健康保険にも入れません。「仮放免」の人たちと同じような生活です。

ロシアで「いい仕事がある」と連れていかれるのは、ウクライナの戦場だそうです。拒否すれば、何者かが持ち物に薬物をしのばせて、こう言うそうです。「ウクライナに行く？薬物違反で刑務所に行く？」この若い夫妻は日本に逃げてきました。初め東京のシェアハウスで生活しましたが、家賃は10万円。所持金を使い果たし、住む家にも困り、知り合いを通じて私たちに相談がありました。不動産会社にアパートを探してもらい、私の名前で契約しました。

法人格のない小さな団体が、個人名でアパートを契約するのは、リスクが大きいです。そのことに気付いたのは最近です。他のシェルター2部屋をアフガニスタン退避者の13人家族に提供していますが、事件が起きました。タリバンに狙われ日本に逃げてきた家族に、今年7月アフガニスタンから小包が届きました。入っていたのは1冊の本。タリバンからの嫌がらせと思われるが、末端価格で100万円の液体薬物が本のページに染み込ませてありました。受取人は薬物密輸容疑で神奈川県警に逮捕されました。1カ月後、釈放されるのですが、彼らに住居を提供しているという理由で、私も警察に呼ばれ事情聴取を受けました。彼らとどのように出会い、なぜ支援しているのか、支援内容などこまごまと聞かれました。私の心配は、私が警察に目を付けられることによって、関わっている他の「仮放免者」に迷惑がかかるのではないかとということでした。

生活支援では、私たちは1世帯毎月1万円~3万円の現金支給をしています。使った分のレシートをもらいますが、現金支援は簡単なことではなく、ほとんどの団体はしていません。でも人間の生活には、現金がどうしても必要です。入管に行くための交通費、電気

代、水道代、ガス代、通信費、体調を崩した際の市販薬、通学定期代、食費など「物々交換」できないものはお金で支払うしかありません。

ほぼ4年。私1人で始めましたが、「仮放免者」支援は本当に甘くなく、自己資金もすぐになくなり、1人ではどうにもならなくなりました。団体に難民支援事業を立ち上げ、助成金を申請、修道会に寄付を求め、個人の支援者に支えられてここまで来ました。30人分の生活支援とシェルター費含めて毎月70万円かかり、昨年9月にパンクしました。同じように面会活動から「仮放免者」の生活支援を始めた人は、個人で動き自分の生活費を切り詰めて支援を続けています。今、仲間5人と助け合っていますが、皆、自己資金を使い果たし疲れ切っています。

お金の苦勞は、本当に疲れることを体験しました。そして仕事をしながら、帰宅後に夜な夜な助成金の申請書を準備したり、報告書を書いて徹夜するという生活を続け、正直私も疲労困憊です。ある修道会につながることができ、今年息を吹き返して今も奇跡的に活動を続けています。

私たちがすべきこと。まず一つ目は、彼らの「命」を守ることです。彼らが自殺しないように、彼らが病死しないように、彼らが餓死しないように、皆で知恵を出し合って、彼らの「命」を守っていかなくてはなりません。

そして二つ目は、とても重要なことで、「支援する人」と「支援される人」の関係ではなく、対等な「命」と「命」の支え合い。私たちも、難民の方々もお互いに、支え合って生きるということです。

仮放免中の「難民」の方々は、生活費や医療費がなければ、生きていけません。しかし、それだけでは、人間は生きることができません。「自分も誰かの役に立ちたい」「自分も誰かに喜んでもらいたい」という願いは、「難民」の方々も同じです。

チリ人難民認定申請者で、仮放免中のクラウドディオさんは、料理やお菓子を作るプロですが、働くことができません。でもボランティアでチリの料理やお菓子を作って、皆を幸せにすることが生きる力になっています。私たちの学習支援教室で、夏休みなど連続勉強会などをする時に、クラウドディオさんに子ども用のお弁当を作ってもらっています。

ある仮放免中の難民認定申請者は、毎週月曜日に教会に行って、生活困窮者への炊き出しのお手伝い。食事の配膳や後片付け、そうじなどをするボランティアで、「自分も誰か困っている人を支えたい」と、毎回朝5時起きして、7時には教会に到着し、昼ごろまでボランティアをしていました。

「わたぼうし教室」に来る難民認定申請者は、子どもたちに日本語を教えるボランティア活動を手伝って

くれています。先日は、地元のクルーズ船に子どもたちが招待された時、その難民の方が引率者として、子どもたちの面倒を見てくれました。その人はうれしそうにこう言いました。「今日一番幸せだったのは、子どもではなく、僕だったでしょう。責任あることを任されて、それがちゃんとできたから」

先ほどのロシアから来た難民認定申請者は、ロシアではバリスタとして働いていました。私たちの団体にエスプレッソマシンを購入し、毎週土曜日の学習支援教室の時に来てもらい、子どもたちやスタッフにカフェラテなど作るボランティアをしてもらっています。また支援者から野菜や衣類などの提供がある時、仮放免者の引っ越しがある時などは運搬を手伝ってもらったりします。こうして「難民」たち自身が、自分たちも「誰かを支える存在」になった時、彼らの尊厳が守られることになるのだと思います。

いくつかカトリック教会にお願いしたいことがあります。①個人や小さな団体を、カトリック教会のネットワークの中で守ってほしい。経済的支援と同時に、この個人が、この団体が、カトリック教会につながっているという「後ろ盾」が欲しいと思いました。教会の存在が見え隠れすれば、個人や小さなグループで動いている人たちを間接的に守ることになります。

②難民認定申請者たちがボランティアできる場所、社会貢献できる場所の提供です。たとえば、教会の草取りでも、掃除でもいい。教会の人たちが直接、難民と出会うことによって、「難民」が私たちと同じ人間だという、当たり前のことに気が付きます。孤立している難民にとっては、日本社会やコミュニティに所属するきっかけになります。そして顔と顔が見える交流が生まれれば、入管問題は「ひとごと」ではなくなります。悲しいニュースに触れる度に「難民」の顔が目には浮かぶようになります。

③修道院の閉鎖に伴い、不用品を全部あげますと言われることがあります。ふとん、冷蔵庫、食器など。今は必要ないけれど、そのうち使うかもしれない物など、全部引き受けたくても置いておく倉庫がありません。提供品を仮放免者自身で管理し、リサイクルして使えるように、そうした場所・環境の提供があれば有り難いです。今は修道院から声がかかれば、難民の人にレンタカーを運転してもらい、車に詰めて必要な仮放免者の所に届けています。

④修道院や信者さんの空き家などがあれば、シェルターとして提供してもらいたいです。

⑤教会のバザーなどで、難民たちの出店の機会があるとうれしいです。

郵便振替：00210-9-103563 口座名：わたぼうし教室  
通信欄に「難民支援」とご明記ください。

## スペイン語話者司牧者の集い(APALA)2023年度総会の報告

2023年度 APALA 総会が9月29日(金)～30日(土)に、対面とオンライン併用のハイブリット形式で日本カトリック会館で開催され、コアメンバー11名とオンライン参加者19名による討議と意見交換が行われました。今年は両日とも日本語の同時通訳を入れ、スペイン語話者への司牧にかかわる全国の司牧者に参加を呼びかけました。

1日目には、大阪高松教区のソーサ・ホルヘ・ルイス神父による講話「信仰に強められてマリアとともに歩む」の後、山野内倫昭司教司式によるミサが、ギターと太鼓の伴奏を交えて執り行われました。その様子はFacebookとYouTubeを通して同時配信され、約480人がFacebookを通して参加し、動画は1300回以上閲覧されました。

2日目には、APALAの活動が系統立てて説明されました。そして、事前に行われた2回の準備会で集約したスペイン語話者の信徒の声を反映させて、今後の司牧の在り方を討議しました。来年は9月20(金)～21日(土)に総会を予定しています。



## ベトナム人労働相談ホットライン(SNS相談会)継続中

**Giúp đỡ lao động nước ngoài qua SNS và điện thoại**  
 TỰ VẤN HOTLINE MIỄN PHÍ LIÊN QUAN ĐẾN CÁC VẤN ĐỀ CỦA LAO ĐỘNG NƯỚC NGOÀI  
 - Ngày 7 tháng 10, từ 10:00 đến 14:00  
 - Mẫu đăng ký tự vấn: <https://forms.gle/BEqr1WqBq31h1347>  
 - Facebook: <https://www.facebook.com/HotlineTTS>  
**TIẾNG VIỆT, TIẾNG NHẬT**  
 - Lao động nước ngoài có thể tham khảo ý kiến các chuyên gia như luật sư tư vấn công đoàn lao động qua Facebook/Messenger hoặc điện thoại.  
 - Chỉ là hoạt động tình nguyện tư vấn miễn phí các vấn đề liên quan đến dịch bệnh COVID-19/ các vụ tai nạn, không được trả lương. Không có công việc tiếp tay, quyên góp tiền bạc, tư vấn áp dụng pháp luật, tài trợ lao động, không thể trả về nhà, thuê quan tâm việc khác, v.v.  
 - Hoạt động tư vấn này nhằm chia sẻ và trợ giúp song đồng sống và làm việc trên toàn thế giới. Mọi chi tiết.  
 - Bản có thể trao đổi bằng tiếng Việt với phiên dịch viên của chúng tôi.  
 - Mọi đóng góp để hỗ trợ sẽ được bảo mật tuyệt đối.  
**Các bước cần thực hiện để tham khảo ý kiến**  
 1: Trước khi tự vấn, hãy đăng ký vào form này trước ngày 6/10.  
<https://forms.gle/BEqr1WqBq31h1347>  
 2: Hãy bạn có thể gửi tin nhắn đến trang Facebook này.  
<https://www.facebook.com/HotlineTTS>  
 Nhà tổ chức: J-CaRM - Ủy ban Di trú và Tị nạn Công giáo Nhật Bản  
 Mạng chủ quyền của thực tập sinh nước ngoài  
 Solidarity Network with Migrants Japan(CSJ)  
 Văn Phòng Tổng Đền Xứ Hội Đồng Tín Tokyo

教会にやってくるベトナム人の若者たちが年々増えています。技能実習生や留学生、特定技能、またエンジニアなど技術・人文・国際の在留資格を持つ彼らです。委員会では教会内外の団体の共催で、新型コロナウイルス感染拡大によって影響を受けた技能実習生たちから、解雇、給料未払い、長時間労働、パワハラ、いじめなどの労働相談をSNSで受けるホットラインを始めましたが、現在は、さまざまな在留資格の人からの相談も受けています。弁護士や労働問題の専門家にベトナム語、日本語で相談ができます。ベトナム語は、ベトナム人司祭やシスター、信徒の方がお聞きします。相談は、北海道から沖縄まで全国各地から、また帰国後のベトナムからも寄せられます。今回は2024年2月10日(土)開催予定です。開催のお知らせ、これまでの報告は、委員会ホームページ(右下のQRコード)をご覧ください。

日本カトリック難民移住移動者委員会 135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10  
 Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and people on the Move  
 10-10 Shiomi 2-Chome, Koto-ku, Tokyo 135-8585 JAPAN



日本カトリック難民移住移動者委員会の活動にご協力ください。  
 郵便振替: 00110-8-560351 加入者名: 日本カトリック難民移住移動者委員会  
 払込用紙をご希望の方は、難民移住移動者委員会事務局までご連絡ください。

